

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 2 | 児童福祉法による障害児等給付支給、障害福祉サービス提供等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、児童福祉法による障害児等給付支給、障害福祉サービス提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

児童福祉法による障害児等給付事業、障害福祉サービス提供等に関する事務を実施するに当たり、特定個人情報に係る情報の収集を行う際には、本人確認を徹底するなど適切な方法による取得に努めるものとし、これを利用し、又は保管する際には担当者以外の者によるチェック体制を構築するなど、取扱いに関して十分に配慮する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童福祉法による障害児等給付支給、障害福祉サービス提供等に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>ア 事務の説明 給付等の対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会し、及び対象要件の適合性又は負担能力を確認するため、本人又は保護者の所得課税状況を照会する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、児童福祉法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給 ・通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・通所受給者証に関する事務 ・通所給付決定の変更 ・通所給付決定の取消し ・障害福祉サービスの提供 ・児童福祉法第24条第3項の調整又は要請 ・児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 ・児童福祉法第56条第2項の費用の徴収 ・児童福祉法第57条の4第1項の資料の提供等の求め ・児童福祉法施行規則第18条の6第7項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Wel+障害福祉 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 心身障害者台帳 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の8の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条</p> <p>【各手続の根拠】 児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の4、第21条の5の6、第21条の5の8、第21条の5の9、第21条の5の12、第21条の5の29、第21条の6、第24条、第24条の26、第24条の27、第56条、第57条の4 児童福祉法施行規則第18条の6</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、11の項、12の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、12条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令7条、10条、12条、30条、55条、59条の2の2</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|--|
| ①部署 | 保健福祉部長寿・障害福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 保健福祉部長寿・障害福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線)1141 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 保健福祉部長寿・障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線)2121 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|-------------------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|--|--|------|--|
| 平成28年3月31日 | I-1-③ システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity宛名管理 ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー | <ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー | 事後 | |
| 平成28年3月31日 | II-1 対象人数 | 平成27年1月31日 | 平成27年12月1日 | 事後 | |
| 平成29年3月31日 | I-1-② 事務の概要 | <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理 ・障害児支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の給付(略) | <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理 ・障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の給付(略) ・肢体不自由児通所医療費の支給 | 事後 | (H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正 |
| 平成29年3月31日 | I-3 法令上の根拠 | <p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の8の項</p> <p>【各手続の根拠】 児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の4、第21条の5の5、第21条の5の6、第21条の5の7、第21条の5の12、第21条の6、第24条の26、第24条の27、第56条 児童福祉法施行令第24条、第25条、第25条の2、第25条の5、第25条の6、第25条の12、第26条 児童福祉法施行規則第18条の2、第18条の3、第18条の3の2、第18条の4、第18条の5、第18条の6、第18条の7、第18条の8、第18条の9、第18条の10、第18条の11、第18条の26、第18条の41、第25条の26の3、第25条の26の4、第26条の26の5</p> | <p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の8の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条</p> <p>【各手続の根拠】 児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の4、第21条の5の6、第21条の5の8、第21条の5の9、第21条の5の12、第21条の5の28、第21条の6、第24条の26、第24条の27、第56条、第57条の4 児童福祉法施行規則第18条の6</p> | 事後 | (H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 平成29年3月31日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の10の項、11の項、12の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の16の項、56の項</p> | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、11の項、12の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、12条</p> | 事後 | (H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 平成29年3月31日 | I-8-② 所属長 | 保健福祉部長寿・障害福祉課長 小松 太 | 保健福祉部長寿・障害福祉課長 西田 正志 | 事後 | 平成28年4月1日付人事異動 |
| 平成29年3月31日 | II-1 対象人数 | 平成27年12月1日 | 平成28年7月1日 | 事後 | 796人 |
| 平成29年3月31日 | II-2 取扱者数 | 平成27年1月1日 | 平成29年3月1日 | 事後 | 16人 |
| 平成30年3月31日 | I-1-② 事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理 ・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 ・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定の通知 ・障害児支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理 ・障害児支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の給付 ・障害福祉サービスの提供 ・高額障害児通所給付費の支給申請の受理 ・高額障害児通所給付費の支給 ・高額障害児通所給付費の支給決定 ・負担能力の認定及び費用の徴収 ・肢体不自由児通所医療費の支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給 ・通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・通所受給者証に関する事務 ・通所給付決定の変更 ・通所給付決定の取消し ・障害福祉サービスの提供 ・児童福祉法第24条第3項の調整又は要請 ・児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 ・児童福祉法第56条第2項の費用の徴収 ・児童福祉法第57条の4第1項の資料の提供等の求め ・児童福祉法施行規則第18条の6第7項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 | 事後 | (H28改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正 |
| 平成30年3月31日 | I-3 法令上の根拠 | <p>【各手続の根拠】 児童福祉法(略)第21条の6、第24条の26(略)</p> | <p>【各手続の根拠】 児童福祉法(略)第21条の6、第24条、第24条の26、(略)</p> | 事後 | (H28改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 平成30年3月31日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、30条、59条の2</p> | <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令7条、10条、12条、30条、55条、59条の2</p> | 事後 | (H29改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 平成30年3月31日 | I-5-② 所属長 | 保健福祉部長寿・障害福祉課長 西田 正志 | 保健福祉部長寿・障害福祉課長 池田 宏幸 | 事後 | 平成29年4月1日付人事異動 |
| 平成30年3月31日 | II-1 対象人数 | 平成28年7月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | 822人 |
| 平成30年3月31日 | II-2 取扱者数 | 平成29年3月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | 16人 (特定個人情報取扱者表) |
| 平成30年3月31日 | II-1 対象人数 | 平成29年4月1日 | 平成31年3月1日 | 事後 | 847名 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|--|--|------|--|
| 平成30年3月31日 | Ⅱ-2 取扱者 | 平成29年4月1日 | 平成31年3月1日 | 事後 | 国分 職員6人+臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計16人 |
| 平成31年3月31日 | I-5-② 所属長 | 長寿・障害福祉課長 池田宏幸 | 長寿・障害福祉課長 | 事後 | |
| 平成31年3月31日 | I-1-③ システムの名称 | ・Acrocity行政基本 ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー | ・Acrocity行政基本 ・Wel+障害福祉 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー | 事後 | |
| 令和2年3月31日 | Ⅱ-1 対象人数 | 平成31年3月1日時点 | 令和2年2月1日時点 | 事後 | 1,060名 |
| 令和2年3月31日 | Ⅱ-2 取扱者数 | 平成31年3月1日時点 | 令和2年2月1日時点 | 事後 | 国分 職員7人+臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計17人 |
| 令和2年3月31日 | Ⅳ リスク対策 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」 | 事後 | 錯誤 |
| 令和2年3月31日 | Ⅳ リスク対策 | 8. 監査 「内部監査」 | 8. 監査 「自己点検」「内部監査」 | 事後 | 追加 |
| 令和2年3月31日 | 全体 | | | | 評価の再実施 |
| 令和3年3月31日 | Ⅱ-1 対象人数 | 令和2年2月1日時点 | 令和3年1月1日時点 | 事後 | 1,124名 |
| 令和3年3月31日 | Ⅱ-2 取扱者数 | 令和2年2月1日時点 | 令和3年1月1日時点 | 事後 | 国分 職員7人+臨時4人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計18人 |
| 令和3年8月3日 | I-4-② 法令上の根拠 | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、11の項、12の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、12条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令7条、10条、12条、30条、55条、59条の2 | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、11の項、12の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、12条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の8の項、11の項、16の項、56の2の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令7条、10条、12条、30条、55条、59条の2 | 事前 | 令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更 |
| 令和4年3月1日 | I-3 法令上の根拠 | (前略) 【各手続きの根拠】 児童福祉法(略)第21条の5の28 (後略) | (前略) 【各手続きの根拠】 児童福祉法(略)第21条の5の29 (後略) | 事後 | 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(R3.7時点)を基に修正 |
| 令和4年3月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | 【特定個人情報を提供できる根拠】 (略) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(略)59条の2 | 【特定個人情報を提供できる根拠】 (略) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(略)59条の2の2 | 事後 | 「番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」(共にR3.7時点)を基に修正 |
| 令和4年3月1日 | Ⅱ-1 対象人数 | 令和3年1月1日時点 | 令和4年1月1日時点 | 事後 | 1,247名 |
| 令和4年3月1日 | Ⅱ-2 取扱者数 | 令和3年1月1日時点 | 令和4年1月1日時点 | 事後 | 国分 職員8人+臨時4人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計19人 |
| 令和5年3月1日 | Ⅱ-1 対象人数 | 令和4年1月1日時点 | 令和5年1月1日時点 | 事後 | 1,750名 |
| 令和5年3月1日 | Ⅱ-2 取扱者数 | 令和4年1月1日時点 | 令和5年1月1日時点 | 事後 | 国分 職員8人+臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計18人 |